

暮らし方ガイド



Yasashiite Senior Living

Yasacie



WELCOME TO 【やさしえ加古川尾上】



住み慣れた家で、
最期まで生きる。



**皆様に楽しく安心して
毎日を過ごしていただきたい
「やさしえ加古川尾上」スタッフ一同
お手伝いさせていただきます。**

このガイドにつきましたのご不明点や
詳しくお聞きになられたい場合は、
いつでもフロントまでお越しくださいませ。

ご挨拶

やさしえ加古川尾上にご入居いただきましてありがとうございます。

ご入居にあたり、皆さまが安心してお住まいいただけるように「暮らし方ガイド」を作成いたしました。

各種サービス・医療連携先・近隣情報のご紹介などを盛り込んでおります。

ご入居される皆さまに日々充実してお暮らしいただけるように、お住まいの皆さまの交流、地域での交流、そして皆さまと私どもの交流を大切にして参ります。

【運営】株式会社やさしい手

サービス付き高齢者向け住宅は

「賃貸借契約」に基づく

安心の「住まい」です。



有料老人ホームは利用権契約となりますが、サービス付き高齢者向け住宅は、生活の自由度の高い高齢者向けの賃貸住宅です。

施設ではなく住宅であるため、お1人おひとりごとに生活設計が可能です。お住まいの皆様にご提供させて頂く生活支援サービスの他に、お食事の提供サービスや様々なオプションサービスがあり、個別に費用をお支払い頂くことで利用することができます。また、別途の契約により、ご都合や体調の変化に合わせて、介護保険サービスや私費（おまかせさん）サービスなどをご利用いただけます。

目次

- I 生活サポート
 - 1. 生活支援サービスの内容
 - 2. フロントでのお手伝い
 - 3. 安否確認
 - 4. 緊急コール
 - 5. 生活のお手伝い
 - 6. イベント・アクティビティ
 - 7. 生活相談
 - 8. 有料サービス
 - 9. やさしい手の情報開示システム

- II 暮らしとルール
 - 1. スタッフ紹介
 - 2. 建物のご案内
 - 3. 建物の設備
 - 4. 共用スペースの利用
 - 5. お出かけの際は
 - 6. お食事
 - 7. 健康・医療
 - 8. 介護保険について
 - 9. ゴミ捨てについて
 - 10. 委員会活動
 - 11. 定例会について
 - 12. 館内避難経路図・防災情報
 - 13. 公共機関・地域の情報

- III その他
 - 1. 問合せから入居までの一連の流れ
 - 2. ご入居時準備備品チェック表
 - 3. お客様に行って頂く手続き
 - 4. ご入居中にご留意いただく事項
 - 5. ご退去時にご留意いただく事項

I 生活サポート

当住宅では、お住まいの皆様へ、お一人おひとりに合わせて、必要なサービスをご提案、ご提供して参ります。

ここでは、皆さまにご提供する基本サービスと、個別にご選択頂く、各種の有料サービスについてご紹介させていただきます。



1.生活支援サービス

安心してお暮らしいただけますよう、生活をサポートするための様々なサービスをご用意しております。

◇生活支援サービス（基本サービス）

月額 **33,000 円**（税込）

サービスの種類		提供内容
管理サービス	有人による管理	24時間365日、建物管理を行います。
	取次業務・手配業務・貸出業務	来客時の受付、タクシー・食料品・日用品宅配・訪問理美容などの手配、電話・救急用具等の貸し出しを行います。
	搬入・搬出時の立会	入退去時における、搬入・搬出の立会を行います。
	共有部の見回り	1日に1回。各階共有部の見回りを行います。
	生活のお手伝い	5分程度のちょっとした日常のお困りごとのお手伝いをいたします。
状況把握・生活相談サービス	在宅生活支援計画書の作成	日常生活のご様子を基に生活全般に関する計画を策定します。
	随時対応	コールをご利用された場合にスタッフが相談援助を行います。
	随時訪問	随時対応の相談援助の際、必要に応じて居室への訪問を行います。
	緊急時対応	各居室に設置してあるコールを押していただければスタッフが駆けつけ、ご家族や医師や看護師との連携をはかります。
	安否確認	1日1回以上、ご入居者への声掛け等による安否確認を行います。
	イベント・アクティビティの開催	定期的にイベントやアクティビティを開催します。
	食事提供	食堂にて食事の配膳・下膳を行います。
	生活相談	介護保険等ご利用のご相談についてフロントにて随時受付をしております。

2.フロントでのお手伝い

フロントでは、来客対応や荷物配送の手配など、より充実した生活をお過ごしいただけるよう様々なサポートをいたします。

●受付

1階 フロント

住宅スタッフが居りますので、必要時に、お声かけください。

※受付時間は9時～18時となります。

主なサービス

お荷物配達の手配	周辺レストラン等店舗の案内
タクシー、介護タクシーなどの手配	お電話やファックスの取り次ぎ
来客の対応、取り次ぎ	コピー
各種有料サービスの手配	お食事の追加やキャンセル
お弁当・食料品・日用品等の宅配サービスのご案内	交通機関や地域情報のご案内
アクティビティグッズの貸出	その他お問い合わせ

3. 安否確認

● 1日1回のお声かけ

お客様がお変わりなくお過ごしされているか、スタッフが1日1回以上のお声かけ等を行うことで安否確認をいたします。

● 安否確認の機会と範囲

安否確認の機会は、お食事にいらっしゃったとき、フロントでのご相談のとき、アクティビティへご参加される時、お出かけのときと兼ねて、全てのご入居者へ、毎日必ず実施させていただきます。

安否確認はお客様の生存、転倒など事故の有無、体調の変化、その他の変化を確認するものですが、それらの発見をお約束するものではありません。

もし、お声かけとおお客様の応答により、異常を発見した場合には、ご家族や看護師・主治医・その他の医療機関などへ、迅速に連絡・相談を行います。

● ゆめいえシステムのご紹介

ご登録を頂いたご家族には、ご自宅のパソコンや、携帯電話を利用して、入居者様のご様子について、お知らせすることが可能です。

申込みの手続きやシステムの詳細については、フロントまでお問い合わせ下さい。



4.緊急コール

●ケアコール（緊急通報装置）

お客様のお部屋には、ケアコール（緊急通報装置）を備え付けてございます。

ボタンを押していただくと、住宅スタッフへコール（通報）が入ります。お困りごとの際には、早めにお知らせください。

●ケアコールへの対応

ケアコールで対応の際に、その必要性に応じてご自宅への訪問を行い、短時間介護、若しくは安否確認、緊急時対応などのサービスを提供します。緊急時対応を除き、対応時間は5分以内を目安とさせていただきます。

※他のお客様へのサービス提供が、同日同時刻に重なった場合などにおいては、その緊急性により、随時対応を即時にできない場合がありますので、予めご了承願います。住宅スタッフの判断により、順番に対応させていただきます。

※介護保険にて、定期的に位置づけが必要なサービスは、介護保険サービスの適用を優先したプランのご提案をさせていただきます。

※お客様のご自宅を訪問する等、個別の対応を行う場合、生活支援サービスの提供時間は、1回あたり5分を上限とさせていただきます。但し、緊急時対応の際は、この限りではありません。

※お客様が、見守りや安否確認、生活のお手伝い、短時間介護等の個別の対応が5分を超えるサービスを希望する場合は、やさしい手は、介護保険サービスまたは私費サービスのご提案をさせていただきます。

5.生活のお手伝い

●簡単なお手伝い

5分程度で終わる、専門的な知識や技術を要しないお手伝いを行わせて頂きます。

「誰かに頼むには気が引けるけれど自分だけではできない…」といった些細なことに不自由を感じず生活できるようご支援します。

例えばこんな時にお手伝いいたします！

- ・ リモコンの操作方法を教えてください
- ・ 花瓶の水を換えてほしい
- ・ 居室の電球を交換してほしい
- ・ ビンのふたを開けてほしい

※介護保険を利用すべき内容であるとやさしい手が判断した場合、介護保険サービスを優先したサービスプランをご提案させていただきます。

●介護保険サービスの優先

お手伝いする内容が、身体に触れる介助（身体介護）、5分以上を要する家事または定期化したサービス※である場合は介護保険サービスまたは私費サービスに切り替えさせて頂く場合がございます。

※定期化したサービスとは、毎日もしくは決まった曜日に行う生活環境の整備などを指します。

例えばこんな場合は、介護保険サービスまたは私費サービスとなります。

- ・ 毎朝のカーテンの開け閉めをしてほしい
- ・ 毎晩の電気の消灯をしてほしい
- ・ 食堂やアクティビティ、トイレなどへの誘導をしてほしい



6. イベント・アクティビティ

● 日々のアクティビティ

* 月曜日～土曜日 AM・PM各1回(変更あり)

* 1階食堂 (内容によって変更あり)

* お好きな内容・曜日を選んでご参加ください。

会場までの移動介助が必要な方は、**予めご相談ください。**

(参考)

	月	火	水	木	金	土	日
10:00 ～ 11:00	カラオケ	口腔体操	ボウリング大会	ラジオ体操	折り紙	坊主めくり	
14:00 ～ 15:00	ぬり絵	トランプゲーム	風船バレー	絵てがみ	クイズ大会	いきいき100歳体操	外出レク(不定期)

●イベント

外出やお食事イベント、交流会、季節に合わせた行事などを開催しております。また、地域の方にもご参加いただき、様々なイベントを企画いたします。

* 1階食堂にて (企画に応じて変更あり)

* 食事イベントは、食事料金に変更がある場合がございます。

《イベント例》

- ・お正月のおせち料理
- ・お花見イベント
- ・流しそうめん
- ・ハロウィンパーティー
- ・クリスマスディナー
- ・コンサート … などなど



7.生活相談

お客様の生活を支えるために利用できるサービスは、介護・医療・自費でのサービスなど多岐にわたります。安心して生活していただけるよう、お客様ごとの状況に合わせた総合的なサービス利用プランをご提案し、各関係機関との調整をサポートさせていただきます。

このような場合には、お気軽にフロントまでご相談ください。

「どのようなサービスが使えるの？」

「どのようなサービスを組み合わせれば良いのだろう？」

「どうすればこんな生活を実現できるのだろう？」

「利用しているサービスが適正なのか見直したい！」



8.有料・サービス

安心してお暮らしいただけるよう、生活支援サービス（基本サービス）の他に、様々な個別のサービスをご用意しております。

●受付

1階 フロント

住宅スタッフが居りますので、必要時に、お声かけください。

※受付時間は9時～18時となります。

サービス種類	金額 (税抜)	提供内容
洗濯物サービス	500円/1網	お洗濯の洗い・乾燥・畳み・収納を代行させていただきます。 ※洗剤等は当住宅で用意したものを使用致します。
お小遣い立替サービス	500円/月	上限金額30,000円とし、金銭の立替をすることができます。 ※別途、申込契約が必要です。
エアコンフィルター掃除サービス	500円/回	スタッフにて備え付けのエアコンフィルターの簡単な掃除を承ります。 ※専門的な技術が必要となる場合は、別途料金がかかります。
救急車同乗サービス	2,000円/回	救急車にて緊急搬送される場合、救急車に同乗し病院で付き添うことができます。 ※原則として、所要時間は3時間を上限とします。 ※同乗後、帰路にかかる交通費については、別途、請求させていただきます。

●おまかせさんサービス **(株)やさしい手が提供**

生活支援サービスの他に、介護保険サービスでは対応できない内容について、総合的にサポートするサービスです。

コース名	1時間の料金 (税抜)	以後30分毎の 料金 (税抜)	5分以内の 料金 (税抜)
	コースの内容		
おまかせ家事	3,000円	1,500円	250円
	掃除、洗濯、ベッドメイク、調理、配膳下膳、買い物、薬の受け取り、その他		
おまかせ家事 プラス	3,600円	1,800円	—
	大掃除、屋外清掃、衣替え、その他		
おまかせケア	3,500円	1,750円	292円
	見守り、外出介助（買い物・散歩・通院）、体位交換、移乗・移動、食事介助、水分補給、服薬介助、排泄介助、入浴、更衣介助、洗面介助、口腔ケア、身体整容、起床・就寝介助、その他		

※サービス内容が複数のコースにまたがる場合は、最も料金の高いコースを適用いたします。

※介護保険サービスにひきつづき「おまかせ家事コース」をご利用の場合に限り、15分750円、20分1000円でご利用できます。

※要介護認定を受けているお客様、やさしい手の介護保険サービスをご利用頂いているお客様については、税抜価格でのご利用となります。

※ 5分以内のおまかせサービスが1日に複数回、類似した内容となった場合、アセスメントに基づき、サービス提供方法、提供時間についてご提案させていただきます。

※ 5分以内のおまかせサービスが延長となった場合、サービス提供時間に応じて、30分ごとの料金が適用となります。



● 訪問理美容サービス

理容・美容の施術は、保健所の確認を受けた理容所・美容所で行わなければならない定めがありますが、特別な事情がある場合のみ、理容師又は美容師が理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という）が、認められています。

根拠規定

理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条（政令）

理容師法施行条例第4条及び美容師法施行規則第4条（都条例）

■ ご利用条件

原則、心身の不調・疾病を理由に外出が困難と認められる場合、美容院や理容室に行くことが困難と認められる場合

上記の理由により外出が難しい方のご自宅、またはお住まいの施設へ訪問し、ヘアカットなどの理美容サービスを行います。高齢者向け出張理美容サービスと呼ばれる場合もあります。

■ サービスの内容

ヘアカット・カラーリング・ヘッドマッサージ・パーマ・髭剃りなど利用する方の体調や状況によって、サービスの内容は変わります。

■ 料金について

訪問理美容サービスは、介護保険が適用されません。

しかし、自治体によって補助券やチケットという形で手軽に利用できるケースなど、自己負担を軽減できるような助成を行っているところもあります。

例.1回1,000円など

詳細は、お住まいの自治体や高齢者向け支援等の窓口にお問い合わせ下さい。



● 移動販売サービス

弊社のサービス付き高齢者向け住宅のなかには、ご入居者向けに、移動車で販売会を行っている拠点があります。

お身体の具合によっては、外へお出かけになるのが難しい方や、近隣にお買い物ができる場所がない場合は、このような訪問販売サービスを利用いただくことで、日常生活を楽しく快適にお過ごしいただくことができます。

■ ご利用条件

ご入居者どなたでも可能です。

■ 事例

コンビニエンスストアの移動販売

衣料品

眼鏡

パン屋

その他フードサービス



9. やさしい手の情報開示システム



ひつじシステムでは、ご利用者の「サービス提供予定実績一覧」や「経過記録一覧」を確認することができます。やさしい手のスタッフ等とも「コメント一覧」を活用して、日々の報告、連絡、相談が可能となります。また「請求書領収証一覧」では利用金額を過去にさかのぼって確認・印刷することができます。ご入居時には情報開示システム「ひつじ」へのご登録をお願いいたします。

- ・ご利用者の日々の発熱状態、体調をデータ管理し、ご家族も確認可能
- ・ご家族ともWEBで情報共有し、離れていても安心
- ・WEB管理のため、事業所の営業時間外でも閲覧可能
- ・1か月の訪問スケジュールも確認可能
- ・ご家族とスタッフがLINEのようなメッセージのやり取りが簡単

機能 1

経過記録一覧



バイタル、食事量、ケース記録、入浴、機能訓練等のご利用日の記録がご覧いただけます。

機能 2

コメント一覧



ご家族が既読の場合は「家」、ケアマネジャーが既読の場合は「cm」、サービス提供事業所が既読の場合は「サ」、ご利用者が既読の場合は「本」、その他ユーザーが既読の場合は「他」が表示されます。

家 cm サ 本 他 とは
対象ユーザーが既読の場合、
表示されます。

機能 3

請求書・領収証一覧

サービス (入金方法)	ご利用年月	請求金額
通所 (市保)	2021年2月	30,966円

サービス	請求額 (円)		支払済額 (円)		未払額 (円)
	請求額	利用金額	前付額	自己負担	
通所	30,966	(0)	187,258	156,292	1

※ペーパーレス化を目的としているシステムですので、お支払い方法を引き落としを選択されているお客様は請求書・領収証の紙媒体での郵送は行っておりません。
※〇〇〇〇〇〇店以外のやさしい手のサービスをご利用いただいている場合も、こちらで確認することができます。

※コメントの返信は営業時間8:30~18:30とさせていただきます。

※コメントはユーザーおひとり当たり1日に3回までコメントが送信できます。

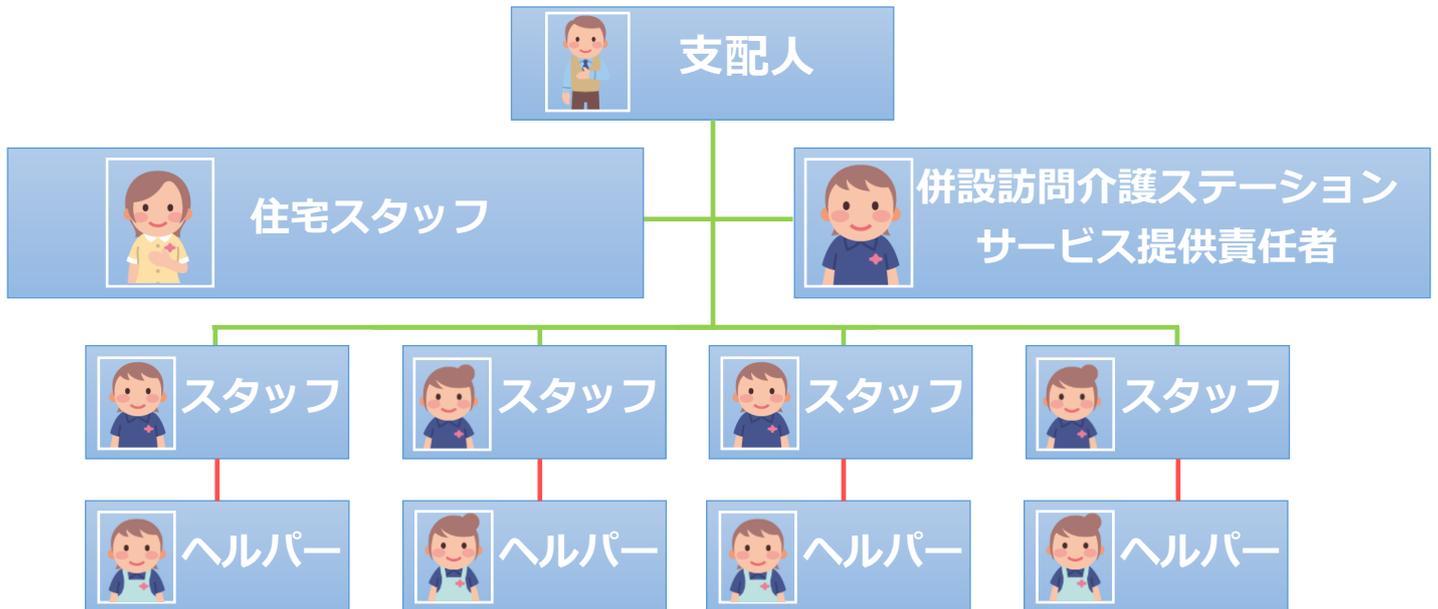
Ⅱ 暮らしとルール

ここでは、ご自宅、建物の共用スペースなどの、生活に関するルール、自由に生活を楽しむための地域の情報についてご紹介させていただきます。



1. スタッフ紹介

たくさんのスタッフがお客様をお待ちしております。まずは、スタッフの役割をご紹介します。



● 支配人

お客様の皆さまに、安心して暮らして頂けるよう、スタッフ間の報告・連絡や定例会の開催により、課題解決に向けて対応致します。お困りごとがあれば、いつでもお声かけください。

● 住宅スタッフ

お客様のお困りごとや相談の窓口を行います。当住宅での生活がより豊かになるようイベントや地域交流の運営などを行います。

● 併設訪問介護事業所 サービス提供責任者

ご契約に基づき、お客様の訪問介護計画作成、ヘルパーへの指示・指導、ご家族・医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャーなど、ケアチームにおける日々の報告・連絡・相談を行います。

● ヘルパー

訪問介護計画に基づき、身体的な介助や家事のお手伝いをいたします。サービス提供責任者へ日々の報告・連絡・相談を行います。

●支配人

名前： 笠原

♪ひとこと♪

住み慣れた街で安心して暮らしていただける
サービス付き高齢者住宅を目指して運営に励んでおります。

●併設訪問介護事業所 サービス提供責任者

名前： 君嶋

♪ひとこと♪

介護の事、暮らしの事でお困りごとがあればいつでも
ご相談ください！
お一人おひとりに合った介護プランをご提案致します。

名前： 麩谷

♪ひとこと♪

皆様に日々楽しく過ごしていただけるよう努めて参ります。



2.建物のご案内

【1階】



【2階】



3. 建物の設備



食堂、地域交流スペースです。日々の地域交流や地域イベントで利用します。地域の情報もご案内しておりますので、ご確認ください。



非常口は各階にあります。

相談室

生活のお困りごとやご不安ごと、介護保険サービス等、ご利用のご相談について承ります。

玄関

お客様お一人おひとりのポストがあります。新聞やお手紙はこちらに届きます。夜間は、原則、外からは入れません。日中の外出や、お知り合いの方の出入りはご自由にして頂けます。お出かけの際は、フロントまでお声かけ下さい。

ご自宅

火の取り扱いには十分にご注意をお願いいたします。※タバコを吸われる際は指定の喫煙スペースをご利用下さい。

フロント



来客対応や荷物配送の手配など、より充実した生活をお過ごしいただけるよう様々なサポートをいたします。

※受付時間は9時～18時となります。



4. 共用スペースの利用

●キッチン

各階に、共用キッチンがございます。ご自由にお使い頂けます。食器・食材はお客様でご用意をお願いいたします。また、ご使用後は、ゴミやシンクの片づけをお願いいたします。

●洗濯機・乾燥機

各階に洗濯機・乾燥機がございます。
譲り合ってご利用頂くようお願い致します。
ご利用を希望される場合はフロントまでお問い合わせください。

※21:00～6:00は、メンテナンスの為、ご利用できません。

●お洗濯サービス（有料サービス）

お洗濯の洗い・乾燥・畳み・収納を代行させて頂くサービスです。

※洗剤等は当住宅で用意したものを使用させて頂きます。

1回 1ネット 500円(税抜)

※ 60cm×60cmの大きさのネットを使用致します。

●クリーニング店

家庭用洗濯機で洗濯できない、大切な衣類のお洗濯には近隣のクリーニング店をご案内致します。

集荷や配達は、フロントにて手配致しますので、住宅スタッフまでお申し付け下さい。



5.お出かけの際は

●外出時の連絡のお願い

お出かけの際は、フロントまでお声かけをお願い致します。お出かけのお時間に応じたお薬や各種サービスのキャンセル等の手配を致します。ご連絡がなかった場合、予定された諸サービスのキャンセル料が発生することがございますのでご注意ください。

●交通機関

近隣のタクシー、介護タクシー、バスなど交通機関をフロントにてご案内致します。タクシーのお迎えなどの手配も致しますのでお申し付け下さい。迎車料金などはお客様のご負担となります。

◆介護タクシー：車いすでの乗降が可能です。

介護タクシーの多くが事前予約制、または空車であれば対応可能なシステムとなっています。ご利用の際はお早めにフロントまでご相談下さい。

・あいちゃん介護・福祉タクシー（車いす・寝台）

TEL：079-454-1084

・休所（車いす・寝台（※サイズによる））

TEL：079-422-8655

・愛和介護車（車いす）

TEL：080-9755-0388

◆一般タクシー：乗務員は乗降等のお手伝いができません。



6. お食事

● お食事提供サービス

食堂にて、健康、病状などに配慮したお食事を提供いたします。
家族と一緒にお食事を召し上がる際、ご家族等の皆さまもお食事の申し込みも可能です。
外食でお出かけされる場合は、フロントにお声がけください。お薬がある場合がございます。

● 申込、キャンセル方法

ご利用日の5日前までに専用の
申込用紙にご記入下さい。

フロントにて受け付けております。

5日前までにキャンセルした場合、

キャンセル料は発生しません

が、5日前以降～当日のキャンセルにつきましては、

100%のキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

(緊急入院など、やむを得ない場合は頂きません)

月	火	水	木	金	土	日
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
期日の例: 16日(木)の食事 → 10日(金)						

● 利用時間と料金

* 基本料金(税込)

	朝	昼	夕
	7:00~8:30	11:30~13:00	17:30~19:00
	409円	652円	836円

* オプション

イベント食	季節ごとに特別食を希望の方に提供します。
とろみ食	別途、実費のご請求をいたします。
* その他の食事、ご要望は別途ご相談ください。	

7.健康・医療

お客様が健康・医療の面でも安心して生活いただけますよう、以下の医療・緊急時体制を整えております。

下記の在宅療養支援診療所と連携しており、24時間体制で医療の提供を受けることができます。

緊急時の入院をはじめ、ご自宅においても、医療と介護の連携により、必要時に必要な医療を受けることができます。

健康面に不安のある方にはお勧めです。

●訪問診療（定期的な診療）

*月1回または2回（医師の判断により回数は変わります）

*かわぐち腎泌尿器科・内科クリニック

加古郡稲美町国岡2丁目9-7

☎079-497-5877

*中田医院

加古川市平岡町新在家3丁目286-5

☎079-422-3720

*千頭医院

明石市貴崎4丁目5-10

☎078-922-2403

●往診（臨時の診療）

急な体調不良等でお客様やご家族様、または看護師からの要請を受けて、臨時に医師が訪問し診療いたします。訪問診療と同じクリニック・診療所が対応いたします。



● 訪問看護

医師の指示に基づき、必要な医療サポートを行います。
医療保険、介護保険によるサービスがございます。

● 訪問歯科（協力歯科）

口腔ケアの指導や健診、必要に応じて治療を行います。

● 薬局

通院、来客が困難な方(歩行困難、認知機能の低下で介助が必要な方には、入居者(ご家族)の同意があることを条件に主治医が認めその指示に基づき、薬剤師がサ高住(ご自宅)に訪問し処方されたお薬の説明・お渡しをいたします。

看護師

・医療保険、介護保険の医療サポートを行います。



薬剤師

・定期的にお薬を届けます。
・処方箋を元にお薬の説明をします。

訪問診療

・定期的にご自宅に訪問し診療します。



往診

・体調不良時など、臨時に訪問し診療します。



●訪問看護サービス

ご利用者様がご自宅で安心して安定した在宅生活が送れるようサポートし、病状に応じた適切な看護を行います。看護師が居室に伺い、医師の指示のもと、各職種の方々と連携を図りながら訪問看護サービスを提供させていただきます。

疾患や状態により適応保険が変わります。

(医療保険・介護保険)

介保 介護保険が利用できるサービス

65歳以上の方は基本的に介護保険が優先されます。介護認定を受けて頂き、判定の出た介護度により、使用できる単位数が決まりますので、ケアマネージャーの立てたケアプランに沿って介入させていただきます。

医保 医療保険が利用できるサービス

- ・厚生労働大臣が定める疾病等(別表7)に該当
- ・特別訪問看護指示書の交付を受けた場合
- ・認知症以外の精神疾患の方
- ・介護認定を受けていない方、受けて非該当となった方

上記の方に関しては、医療保険での介入をさせていただきます。(基本的には週3日まで)

医師の訪問看護指示書に従い、ご利用者様の状態に沿って訪問看護で介入させていただきます。特別訪問看護指示書が発行された方や、別表7に該当の方等は、週4回以上の訪問、1日複数回の訪問、2か所以上の訪問看護ステーションが介入できる等、状況・状態によってご相談させていただきますながら訪問スケジュール決定して参ります。



●居宅介護支援サービス

いつまでも安心してご自宅で暮らしていただくために、お一人おひとりのニーズや心身の状況に合わせてケアプランを作成します。

ご自宅での療養生活には「介護」と「医療」の連携が必須になります。ケアマネジャーは、専門職連携のキーパーソンとして調整業務も行います。

介保

総合窓口
やさしい手コールセンター
0120-885-082



●近隣の医療機関

*加古川中央市民病院（総合病院）

〒 675-8611

兵庫県加古川市加古川町本町439

Tel. 079-451-5500

休診日：土、日、祝祭日、年末年始

*兵庫県立加古川医療センター（総合病院）

〒 675-8555

兵庫県加古川市神野町神野203

Tel. 079-497-7000

休診日：土、日、祝祭日、年末年始

●通院介助

通院の為の病院への行き来や院内での移動等に介助が必要な時、私費サービス「おまかせケアサービス」を利用してヘルパーの通院介助を受けることができます。急な通院の場合、ヘルパーの手配ができない場合がございますので、お早目にご相談下さい。また、必要時介護タクシー等の手配もフロントにて行っております。

おまかせケアサービス 1時間 3,500円～(税抜)

●救急車同乗サービス

救急車を利用しなければならなくなった場合、搬送時から3時間を上限に同乗・付添を致します。

※緊急時に当サービスを利用するかどうかは、事前にご本人またはご家族へご相談させていただきます。

※同乗後、帰路にかかる交通費については、別途、請求させていただきます。

1回 2,000円 (3時間まで) (税抜)



●緊急時の対応

1. 軽傷時（擦り傷・切り傷など）

フロントに常備しております医薬品のお貸出しを行います。看護師、ご家族様にご様子をご報告させていただきます。医療的な処置が必要と判断される場合等、必要時には看護師の訪問も相談させていただきます（要訪問看護契約）

2. 発熱、腹痛、頭痛時

医師、看護師の指示を仰ぎ、適時必要な対応をいたします。必要時訪問診療や訪問看護の介入もご相談の上、対応させていただきます。

必要に応じて、ケアマネジャー、訪問介護員との連携、身体のご様子をご家族様へのご報告させていただきます。

3. 容態の急変

※事前に、ご家族より、対応方法等、ご指示があった場合は、それに従って対応させていただきます。

以下の症状の場合は、主治医、看護師に連絡し救急車を要請致します。

◆心肺停止・意識障害・呼吸異常・脳血管障害の疑い

◆バイタル値の異常

→通常の数値より高い、もしくは低い（体温・血圧）速い、
もしくは弱い（脈拍）

◆激しい痛みを訴えた場合

→頭が痛い・胸が痛い・おなかが痛い…など

◆多量の出血

→外傷による出血、血を吐いている、便に血が混じっている
咳が激しく、痰に血が混じっている 外傷（部位）出血が止まらない、
傷口が大きく裂けている

◆全身けいれん

→けいれんが止まらない

◆やけど（熱傷）



●看取りケア

ご入居のお客様及びご家族様のご要望により、お客様の居室内で最期の時間をお過ごし頂くことをご希望された場合におきましては、看取りケアを行っております。

お客様及びご家族様が延命措置を希望されない場合には、前頁に記載されております緊急対応は行わず、速やかに主治医及びご家族様にご連絡を行い、訪問介護員又は住宅スタッフが巡視を行い、最期の時をお迎えさせて頂きます。

また、ご家族様のお部屋への宿泊も可能です。

お客様及びご家族様が最期までご安心頂けるよう誠心誠意ケアをさせて頂きます。

※上記対応につきましては、事前に同意書の取り交わしをさせて頂いております。



●やさしい手の併設サービス

*訪問介護サービス 介保

24時間・365日対応ができます。ご本人、ご家族の意思を尊重しながら、食事や入浴の介助、お掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。医療機関や他事業者と連携することで、より効果的に在宅生活継続のご支援を行います。

高品質な訪問でのサービス



24時間 安心・安全のやさしい手のサービス

- ポイント1 24時間スタッフ滞在でいつでも迅速に対応
- ポイント2 基本サービスと介護保険と併用の安心生活
- ポイント3 お一人おひとりのご希望に沿ったサービスをご提供

【お問い合わせ】やさしい手加古川尾上訪問介護事業所

Tel. 050-1731-3910

*居宅介護支援サービス 介保

いつまでも安心してご自宅で暮らしていただくために、お一人おひとりのニーズや心身の状況に合わせてケアプランを作成します。ご自宅での療養生活には「介護」と「医療」の連携が必須になります。ケアマネジャーは、専門職連携のキーパーソンとして調整業務も行います。

【お問い合わせ】やさしい手加古川尾上居宅介護支援事業所

Tel. 050-1731-3913



8.介護保険について

介護保険制度は、平成12年4月より施行され、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる仕組みを創ろうとするものです。

従来、福祉と医療が分立していた制度を再編成し、1割の定率の利用者負担を求めながら、自由な契約により、総合的に利用できる仕組みをつくるとともに、多様な事業主体の参入が可能となり、利用者が自由に事業者を選ぶことで、民間活力の活用を期待していることが狙いとされています。

また、財源方式については、従来では公費が財源であったが、介護保険制度では相互扶助の考え方に基づいて、今後増大が見込まれる介護費用を給付と負担の関係を明確にし、社会保険方式として社会保障構造改革の第一歩として位置づけられました。

法律においても「保険給付の内容及び水準は被保険者が介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされています。

役所の相談窓口

加古川市役所 介護保険課

住所：加古川市加古川町北在家2000

電話番号：079-427-9220



介護サービスの対象者について

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40～64歳の方で医療保険に加入している方
保険料	所得に応じて市区町村ごとに決定	加入している医療保険ごとの算定方法で決定
サービス利用	要介護(要支援)認定を受け、該当する要介護度に応じてサービス利用できる	加齢に伴う病気(※特定疾病)が原因で介護が必要な方が要介護(要支援)認定を受け、該当する要介護度に応じてサービス利用ができる

※特定疾病 がん末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期の認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性 及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障がい・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護の申請から認定までの流れ

1) 要介護(要支援)認定の申請 介護が必要になったとき、本人または家族などが市区町村の福祉事務所、包括支援事業所に申請する。

2) 認定調査・主治医の意見書 心身の状態などを把握するために、市区町村職員または市区町村が委託する調査員が自宅等を訪問し、本人・家族から聞き取り調査を行う。本人の主治医に心身の状態についての意見書を作成してもらう。

3) 審査・判定 コンピューター判定や主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態区分の判定を行う。

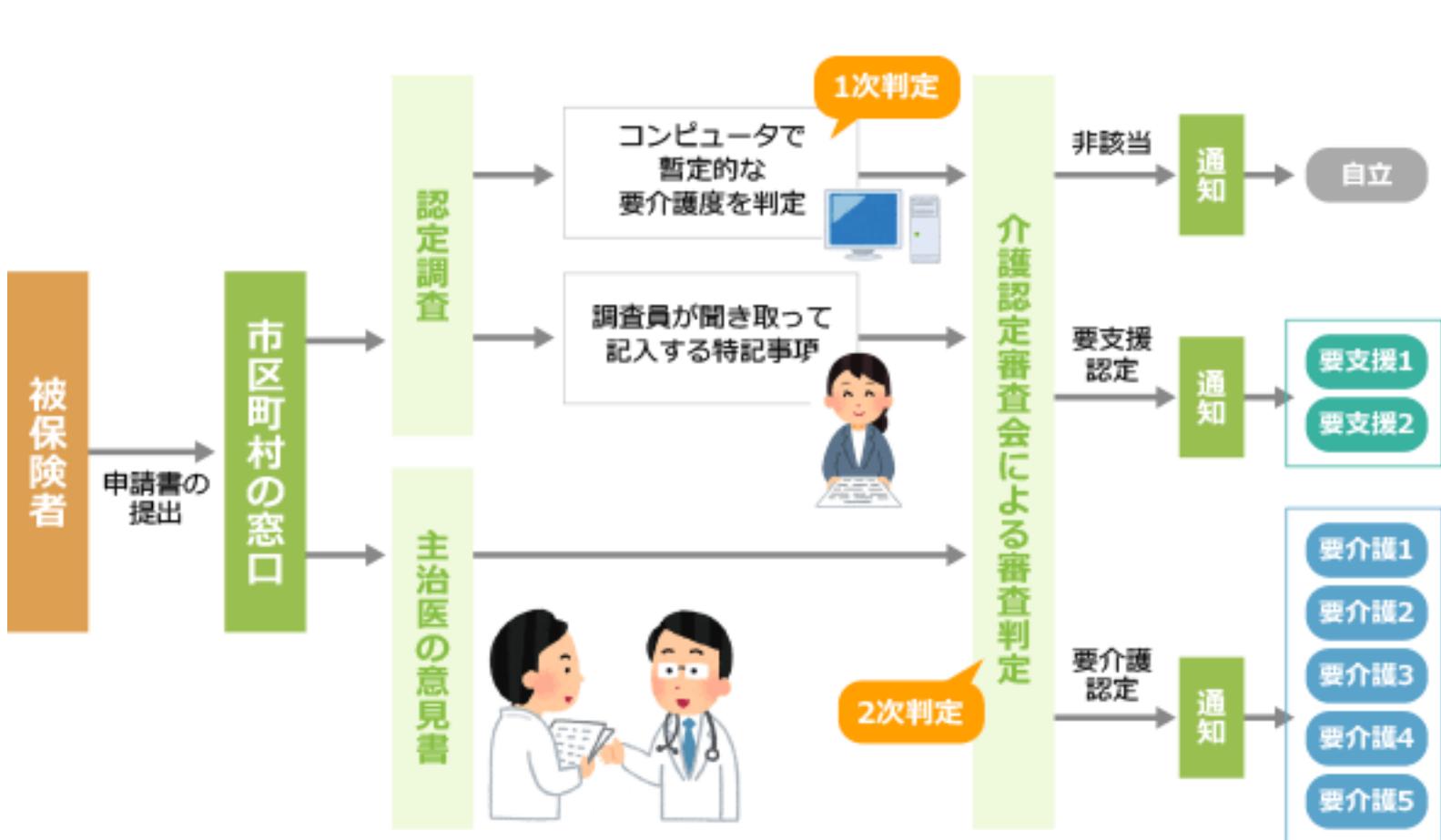
4) 認定

介護認定審査会の審査結果にもとづいて被保険者証とともに結果を通知する。(申請から30日以内)

「要支援1~2」・・・予防給付（介護予防・日常生活支援総合事業）

「要介護1~5」・・・介護給付（訪問介護）

「非該当」自立



介護保険で利用できるサービス

【介護給付】要介護1～5の認定を受けた方が対象で、介護度に応じた内容・量の介護サービス等が受けられます。居宅サービスと施設サービス、地域密着型サービスが受けられます。

【介護予防・日常生活支援総合事業サービス】要支援1・2の方が対象で、必要度に応じた量のサービスが受けられます。予防給付相当サービス・区独自基準サービス（生活援助中心）が受けられます。

【非該当（自立）】特定高齢者介護予防事業のサービスが受けられません。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 短期入所生活介護（SS）、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、サービス付高齢者向け住宅、看護小規模多機能型居宅介護

【施設サービス】

■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 常時介護が必要で、在宅生活を送ることが困難な高齢者等が入所する施設であり、生活動作の援助が主となるため、常に医師の手当を必要とする方は入所ができません。

■介護老人保健施設 リハビリを中心とし、在宅復帰を目指す施設。日常生活の介護や機能訓練、医療・看護等を行う施設であり、在宅と病院との中間施設です。

■介護療養型医療施設 要介護1以上で、急性期を過ぎ安定しているものの、継続的に医療が必要な方が入所する施設です。介護保険対応の「介護型」／医療保険対応の「医療型」があります。

■グループホーム（認知症対応共同生活介護） 介護が必要な認知症高齢者5～9人を1ユニットとして、共同生活を行う施設です。介護職員の援助を受けながら生活することで、残存機能を引き出し、認知症の緩和を促すことが目的とされています。

■有料老人ホーム 終身介護や医療対応が可能な施設も増えてきていますが、民間経営であり、助成制度が無いいため、費用負担は高額な施設が多くあります。



障がい者総合支援法とは

障がいのある人も障がいのない人も、共に暮らすことのできる社会を目指した「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、障がいのある人が地域でその人らしく生活し、社会に参加していく。そのために、自立と社会参加を目指し、ノーマライゼーションの実現に向けて支援していく支援費制度が平成15年4月に導入され障がい保健福祉施策は飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系が分かり難く、使い難い
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々全てにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために、平成18年4月障がい者総合支援法が導入されました。

■障がい者総合支援法のポイント

- 1) 障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用する為の仕組みを一元化し、施設・事業が再編されました。
- 2) 障がいのある人々に、市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- 3) サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に行います。
- 4) 就労支援を抜本的に強化します。
- 5) 支給決定の仕組みを透明化し、明確化します。

介護保険の訪問介護サービス

介護保険の訪問介護については、「介護保険法」に以下の点を遵守するように定められています。

■身体介護のサービス 老計第10号参照 平成30年4月 厚生労働省
利用者の身体に直接接触して行う介助ならびにこれを行うために必要な準備・後片づけ・利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上や自立支援・重度化防止のための介助及び専門的な援助を行います。

- ①トイレ・ポータブルトイレを利用など、オムツ交換などの介助
- ②食事、服薬の介助
- ③お風呂、洗髪、全身を拭く身体の清潔の介助
- ④着替えの介助
- ⑤体位変換、車椅子などへの移乗介助
- ⑥寝床から起きる、寝床に寝かせる介助
- ⑦利用者の日常生活動作能力や、意欲向上、生活の質の向上といった自立支援のために利用者と共に行う掃除・洗濯・調理などの介助
- ⑧通院する時の介助 ※病院内での移動時に介助が必要な場合は、介護保険の対象になります。病院内での、待ち時間・診察時間・リハビリなど直接利用者に接触していない時間は、介護保険の対象とはなりません。 ※入院中、入所中の一時帰宅の際には、介護保険は使えません。
- ⑨外出するときの介助 ※介護保険が使える外出は、日常生活を営む上で必要な外出のみ 近所の店への、食料品・日用品の買い物（お酒・たばこ等の趣味趣向な買い物は含まない）、デイサービスや介護保険施設の見学、頻繁でない家族への見舞い ※介護保険が使えない外出 利用者の日常生活の範囲を超えたり、趣味趣向に関わる外出、ドライブ、カラオケ、パチンコ、観劇、習い事、美容院、墓参りなど

サービスの受付からサービス提供されるまで

■受付

- ① 介護支援専門員等よりやさしい手訪問介護事業所へサービス提供依頼が入ります。
- ② 「訪問介護サービス利用依頼書」及び「ケアプラン」が送付され、正式受付をします。

■訪問介護計画の作成 ※サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）

- ③ サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、お客様宅を訪問し、サービス開始前の情報収集を行い、サービス内容及びお客様情報を確認します。
- ④ サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、「介護の目標」を立案し、「訪問介護計画書等」を作成します。また、訪問介護員用には「訪問介護計画書等」〔＝業務手順書〕も作成します。

■契約

- ⑤ 再度、サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）がお客様宅を訪問し、「訪問介護計画書等」について説明を行い、同意を頂きます。また、「訪問介護サービス契約書」及び「重要事項説明書」についても説明を行い、同意を頂きます。

■担当訪問介護員の決定

- ⑥ サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、サービス提供を担当する訪問介護員へ連絡をとり、「訪問介護計画書等」に基づいて具体的なサービスの手順となる、「業務手順書」の説明をします。
- ⑦ サービス提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、訪問介護員と共に、利用者宅への初回同行訪問を行い、サービスの現場指導等をします。

訪問介護計画書に記載されているサービス内容以外はできません。訪問介護計画書の「サービス提供内容」は、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づき、やさしい手訪問介護事業所が、具体的なサービスの提供方法を利用者と話し合っ決定しています。

■サービスに関することについてはやさしい手に連絡し、サービス提供責任者へご相談ください。例) サービス時間の延長、短縮、キャンセル、当日のサービス内容の変更

提供責任者（SPM：サービスプロセスマネージャー）が、実際のサービスの内容・時間配分等を詳細に記載した『業務手順書』を作成します。

『訪問介護計画書』①～⑥

- ①訪問介護計画書
- ②基礎情報
- ③身体状況・ADLおよび医療情報
- ④住環境図
- ⑤地図
- ⑥業務手順書



その他の訪問介護サービス

■ 行政委託の訪問介護サービス（受託サービス）

行政委託の訪問介護サービスは、やさしい手が市区町村と高齢者生活支援事業などの訪問介護サービスに関する業務委託契約を行っているサービスです。（自治体により、サービスの対象者や内容が異なります。）やさしい手へのサービスの提供依頼は、市区町村のケースワーカー（区役所や福祉事務所・在宅介護支援センターなどの職員）から依頼書が送付され、その内容に基づきサービスプロセスマネージャーが、お客様へ情報収集を行い、サービスの内容などを確認してサービス提供を開始しています。

■ 障がい者総合支援法における障がい福祉サービス

障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、「支援費制度」の課題を解決するために、平成17年10月31日に「障がい者総合支援法」が成立し、平成18年4月から段階的に施行されました。これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療などを共通の制度の中で、提供する仕組みにするとともに、増大する福祉サービスの費用を負担するため、利用したサービスの量と所得に応じた負担を利用者に求める制度となっています。

■ おまかせさんサービス

『おまかせさん』とは、やさしい手が独自でおこなっている「自由契約」のサービスです。「おまかせ家事コース」「おまかせ家事コースプラス」「おまかせチャイルドコース」「おまかせケアコース」「おまかせ診療サポートサービス」の5種類があり、若い方から高齢者まで、あらゆるサービスを必要としている方を対象としています。【参考】大橋サービス事業部の人材紹介派遣サービス 介護保険のサービスとは別に、大橋サービス事業部では、「福祉人材紹介」を行っています。「やさしい手を届けたい」のキャッチフレーズのもと、利用者宅へ、ケア・ワーカー、ハウスキーパーを派遣し、サービスを行っています。

9.ゴミ捨て方法

毎日ゴミの収集をしております。
燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミ（缶、
ビン、ペットボトル）など、分別のご協力をお
願いします。

ゴミ収集	
月曜日	燃えるゴミ
火曜日	燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミ
水曜日	燃えるゴミ
木曜日	燃えるゴミ
金曜日	燃えるゴミ
(適宜)	ガラス、金属、発泡スチロール等



エコクリーンピアはりまが本格稼働中！

令和4年2月から、加古川市の燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみは、2市2町（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）で運営するエコクリーンピアはりま（所在地：高砂市梅井6丁目1-1）で処理しています。ごみの自己搬入を行う場合も、エコクリーンピアはりまへお願いします。



▲エコクリーンピアはりま

お問い合わせ先(加古川市 環境部)

ごみの分別のこと、粗大ごみの収集に関すること

粗大ごみ受付センター ☎079-426-5374 ■受付時間 月～金(祝日含む)9:00～17:00

ごみの収集に関すること

環境第1課 ☎079-426-1561 ■受付時間 月～金(祝日含む)8:00～16:45

ごみの自己搬入に関すること

【燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ】
エコクリーンピアはりま ☎079-448-5260
■受付時間 月～土(祝日含む)8:30～16:00

【資源化できる紙】
資源化センター ☎079-428-3211
■受付時間 月～土(祝日含む)8:00～15:30

【剪定枝】
リサイクルセンター ☎079-428-2391
■受付時間 月～土(祝日含む)8:15～15:30



ごみの出し方

※裏面もご覧ください。

燃やすごみ（指定ごみ袋を使用してください）

加古川市指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋以外で出された燃やすごみは**収集できません**のでご注意ください。

指定ごみ袋は、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等で販売されています。（店舗によっては、すべての種類がそろっていない場合があります）



☆45L、30L、15リットルいずれかの指定ごみ袋に入れて、出してください。

出し方のポイント①

①燃やすごみは、十分に水切りをしてください。

加古川市の指定ごみ袋 平袋型と持ち手付き型で3サイズがあります。



出し方のポイント②

②できるだけごみ袋の空気を入れ込んでください。

出し方のポイント③

③食料等は、新聞紙で固めたり、布などにしみ込ませたりして少しずつ出してください。

燃やさないごみ（ごみ袋に入れずに出してください）

出し方のポイント①

①ごみ袋から出して、直接カゴに入れてください。カゴの色は指定がありません。

出し方のポイント②

②電球、瓶ガラス、缶等は新聞紙等に包んで「キケン」と表示してください。

出し方のポイント③

③小型の家電は、市役所・環境美化センター、各市民センター・各公民館・人間文化センターに設置している回収ボックス（投入口：15cm×40cm）をご利用ください。

スプレー缶やカセットボンベは「かんの目」に出してください。

※プラスチックは燃やすごみです。燃やさないごみでは収集できません。

10. 委員会活動

皆さまに、より充実した生活を送って頂くために、各種の委員会を設置し、企画や改善活動に努めています。委員会で決まったことや改善報告などは、定例会や掲示板にて、お住まいの皆さまにお伝えしていきます。

フロントにご意見箱を設置しておりますので、お気軽にご意見をお寄せ下さい。

●給食委員会 【毎月1回実施】

より美味しく、栄養のバランスの取れたお食事が提供できるよう、工夫・改善に努めています。お食事のイベントの企画、運営等を行います。

●感染予防委員会【毎月1回実施】

食中毒の予防やノロウイルス、インフルエンザなどの感染予防の対策をとり、お客様の健康管理に注意していきます。

●防災委員会 【毎年2回実施】

震災・火災等が発生した場合、速やかに避難頂けるようにご支援をいたします。定期的な避難訓練を実施します。

●アクティビティ委員会 【毎月1回実施】

イベントの企画・運営をご支援させていただきます。お客様の自主的なサークル活動などもお手伝いいたします。

●身体拘束適正化委員会 【3ヶ月に1回実施】

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を促し、職員教育を行います。



11. 定例会

お客様やそのご家族より、当住宅の運営に関するご意見をぜひ頂戴したいと考えております。そのための場として定例会を開催いたします。

●開催日程と会場

掲示板等にてご案内いたします。

(2ヶ月に1回程度を予定しております)

食堂または地域交流スペース (予定)

●参加者

お客様、ならびにそのご家族

支配人、住宅スタッフ、近隣の方など

事前に開催のご案内をいたします。ご参加の可否とご意見をお寄せください。

●内容

お客様から頂いたご意見について検討いたします。

当住宅の運営等についてご報告いたします。

●定例会と「暮らし方ガイド」

定例会でいただいたご意見などに応じて「暮らし方ガイド」も改訂して参ります。「ガイド」の内容は固定的なものではなく、お客様とスタッフ、その他の関係者の皆さまによって改訂されていくものです。

12.館内避難経路図

【1階】



【2階】



13. 公共機関・地域の情報

公共機関

加古川市役所	079-421-2000
加古川警察署	079-427-0110
加古川総合文化センター	079-425-5300
加古川市立中央図書館	079-425-5200
加古川浜ノ宮郵便局	079-424-3535

交通機関

山陽本線浜の宮駅	078-913-2880
神姫バス 加古川南出張所	079-421-2430

タクシー

加古川タクシー	079-422-3335
浜ノ宮タクシー	0120-939-926

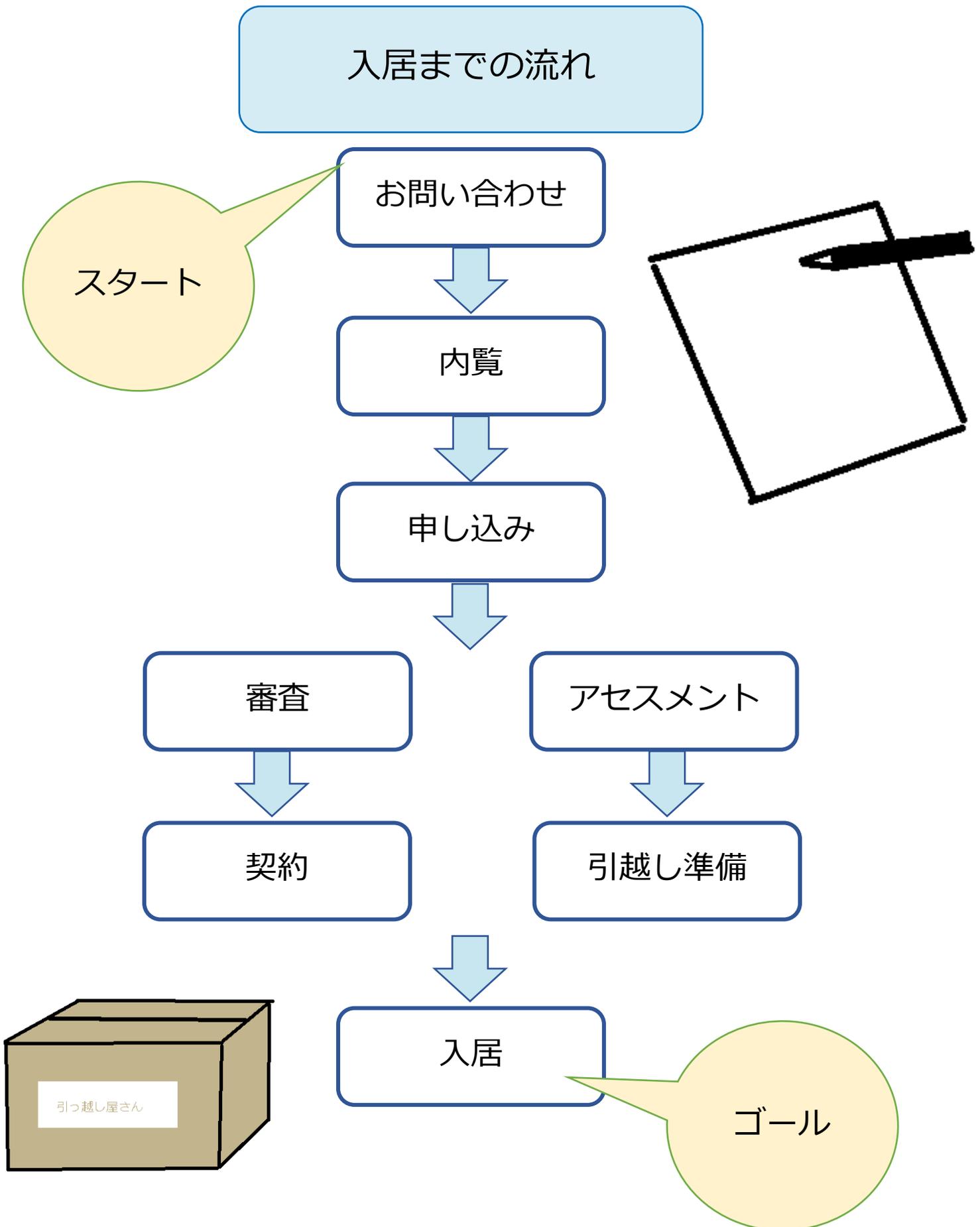
スーパーなど

ラ・ムー加古川店	加古川市尾上町池田850-23
ライフオート	加古川市尾上町池田1897-4
ナフコ南加古川店	加古川市尾上町池田850-23
ファミリーマート 加古川新野辺店	加古川市別府町新野辺 3030

Ⅲ その他



1. 問合せから入居までの一連の流れ



2.ご入居時準備備品チェック表①

※必要なものをご準備ください。

分類	品名	✓	
日用品	手洗い石鹸		
	歯磨きセット		
	義歯入れ		
	義歯洗浄剤		
	洗顔フォーム		
	髭剃り		
	化粧水、クリーム		
	トイレトペーパー		
	ティッシュペーパー		
	綿棒		
	入浴	シャンプー	
		リンス	
ボディーソープ			
バスタオル(5枚程度)			
フェイスタオル(10枚程度)			
洗面器			
ドライヤー			
洗濯	洗剤(洗剤、柔軟剤、漂白剤)		
	洗濯カゴ(大き目)		
	洗濯ネット		
	ハンガー類		

分類	品名	✓	
掃除	掃除機またはフローリングワイパー		
	トイレ用ブラシ		
	トイレ用洗剤		
	トイレ用掃除シート		
	食器用洗剤		
	食器用スポンジ		
家具・家電等	ベッド ※介護ベッドでない方のみ		
	枕		
	布団		
	毛布		
	シーツ、カバー		
	防災カーテン(※縦120×横200)		
	時計、カレンダー		
	ゴミ箱(トイレ、居室)		
	テレビ、テレビ台		
	冷蔵庫		
	照明		
	衣類	普段着	
寝間着			
肌着、下着			
靴下			
上履き			
下履き			



持ち込み品について

* 注意点 *

居室への持ち込みは可能ですが、下記についてご確認をお願いいたします。

①電子レンジ

- ・正しい使用方法で使用しないと、火災につながるため、必要に応じて確認をさせていただきます。
- ・加熱しすぎた際の火傷にはお気をつけください。
- ・ガス台、トースター、石油ストーブ等火災の危険性が高い家電の持ち込みはご遠慮いただいております。

②湯沸かしポット

- ・空焚き状態は危険を伴いますので、お気を付けてください。

③延長コード

- ・たこ足配線にならないよう、ご注意ください。
- ※コンセントを使用する機器は埃に注意が必要です。



口座振替のお願い

お支払いに関しては口座振替をお願いしております。

口座振替のお申し込みにつきましては以下の方法が便利です。

(1) WEB口座振替

(2) クレピコによる登録

*クレピコとはセイコーソリューションズ株式会社が提供する
無線決済端末による口座振替受付サービスです。



 CREPiCO

【メリット】

- ・ 口座振替依頼書(書類)が不要
- ・ 印鑑が不要

家財保険加入のお願い

火災、水漏れ、破損、盗難等、賃貸住宅における思わぬ出費を保証する家財保険に加入することをお勧めします。

<たとえばこんなとき>

2階にお住いの認知症の入居者がおむつをトイレに流してしまい、屋根裏を伝い1階居室と共有部が水浸し。

下のフロアと屋根裏の補償で数百万の請求を受けてしまった。

 ASSOCIA
あそしあ少額短期保険

詳しくはご契約時にご案内させていただきます。

4.ご入居中にご留意いただく事項

ご入居者のご自宅である本建物において、プライバシーや自由が守られた生活を送っていただけるようなサービスをご提供いたします。

ご入居者の安全を第一に考えたサービスをご提供するために、万全を期してまいります。スタッフの目の届かない場所で起こる以下のようなリスクも潜んでいることを事前にご了解ください。

- ① 自室・非常階段などでの転倒・転落
- ② ご入居者のご希望によるお一人での入浴時の事故
- ③ 徘徊等による外出
- ④ ご入居者のご希望による、お一人でのお食事時の誤嚥
- ⑤ 病状の急変
- ⑥ ご入居者ご自身で管理されている場合の薬の飲み間違い
- ⑦ その他、スタッフの目の届かない場所で起きる不測の事故など
- ⑧ 自室内での現金や貴金属などの貴重品の紛失
- ⑨ トイレにトイレットペーパー以外のものを流し詰まらせた場合の修理費用負担

※金銭の管理が必要な場合は「お小遣い立替サービス」をご利用ください。（P14.参照）

※大きな金額の持ち込みはご遠慮ください。紛失の際の責任は負えません。

※貴重品等は金庫等での管理をお願いいたします。



⑩鍵のお預かりについて

●入居時、お部屋の鍵はご家族様にお渡しいたします。

●入居者様、ご家族が鍵を紛失した際には、鍵とお部屋のノブの交換が必要となりますので、速やかにご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

●費用はご負担いただきますのでご了承くださいませ。

※お渡しする鍵の内一本は、緊急時の対応のため事業

所でお預かりいたします。預かり証の取り交わしをお願いいたします。使用につきましては、預かり証に記載がございます。



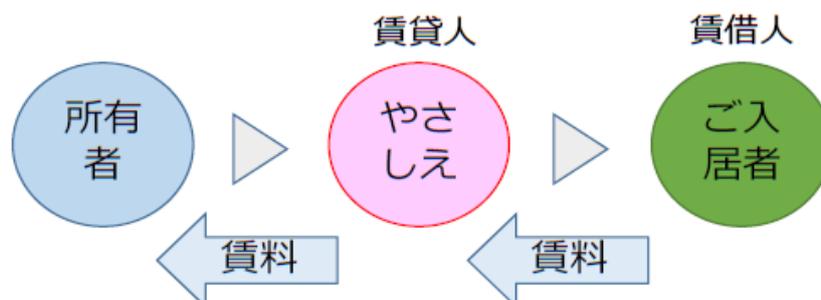
5.ご退去時にご留意いただく事項

ご退去の申し入れの際には、以下の内容について、ご確認をお願いいたします。

- ① 退去の申し入れは、原則、契約終了日の1か月前となります。
- ② 退去の申し入れは「賃貸借契約解除届」を住宅の職員へお渡しく下さい。
- ③ 通常、毎月月末に翌月1か月分の料金をご請求・お引落をさせて頂きますが、退去の申し入れがあった月末のご請求・お引落としについても、翌月1か月分の料金のお支払いが発生いたします。
- ④ 後日、退去した月の入居日数に応じた日割り計算し、入居時にお支払いいただきました前受け金との差額と併せてご精算をさせて頂きます。
- ⑤ ご精算の際には、敷金および原状回復費用等も併せてご精算をいたします。
- ⑥ なお、契約終了日より前に退去する場合であっても、契約終了日までの料金が発生いたします。

.....建物賃貸借契約の関係について.....

本物件の所有者は光工業株式会社です。同所有者から建物をやさしい手が賃借し、貸主としてご入居者に賃貸する建物となります。



Q & A

Q 入居すると何が安心なの？

A 24時間365日体制で介護スタッフが常駐しています。各居室にはケアコールが設置されているので緊急時はもちろんのこと、お困りの時はいつでもスタッフを呼ぶことができます。また定期的な見回り、体調確認のためのお声がけ、安否確認なども専門資格を持つスタッフが行います。

Q 家族との時間も過ごせるの？

A 高齢者専用の「賃貸住宅」なので、会いたいときにはいつでもご家族様やお友達が遊びに来たり、お泊りすることもできます。ご訪問者様との外出も可能で、ショッピングやお食事など、ご自宅と同じように生活していただけます。

Q ずっと住み続けられるの？

A ご入居後、日常的に介護が必要になった場合でも介護スタッフが常駐しているので、昼夜を問わず安心して生活を続けていただけます。またご入居者様の体調の変化、その他の諸事情により、転居をご検討される場合はご相談に応じます。

Q 具合が悪くなったらどうするの？

A ご入居様の急な体調変化に対応できるように、提携医療機関への連絡や、必要に応じて救急搬送の手配などのお手伝いをします。定期的な訪問診療・訪問看護と併せて、介護と医療の連携による細かな心配りで、万が一の時でもスムーズに対応します。



MEMO



MEMO





(2024年 3月発行)